

期日指定定期預金規定（自動継続）《通帳制》（新旧対照表）

現行	改定後
<p>第3条（証券類の受入れ）</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>	<p>第3条（証券類の受入れ）</p> <p>(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他行（埼玉りそな銀行・関西みらい銀行・みなと銀行を除きます。以下同じ。）を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</p> <p>(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。</p>
<p>(2020年4月1日現在)</p>	<p>(2026年4月1日現在)</p>